

第一種電気工事士免状取得に係る実務経験証明書記載例

下記の2つの表のどちらか該当する表から、自分がどのパターンに該当するか確認し、次ページ以降の該当するパターンの記載例を参考にして、実務経験の必要期間中継続して業務に携わっていたことが確認できるようにできるだけ詳細に記入してください。該当するパターンが無い等の場合には028-622-1931（栃木県電気工事業工業組合）にお問い合わせください。

■ **第一種電気工事士試験に合格して**免状の交付を受けようとする方

実務経験として証明してもらおうとしている経験（工事を行うために必要な資格等）	パターン
一般用電気工作物等の電気工事（第二種電気工事士（免状））	A
600V以下で使用する自家用電気工作物の電気工事（認定電気工事従事者（認定証））	B
契約電力500kw以上の自家用電気工作物の電気工事（問わない（無資格も可））	C

■ **知事認定**で免状の交付を受けようとする方

資格等	経験	パターン
電気主任技術者（免状）	事業用電気工作物の維持又は運用業務	D
高圧電気工事技術者試験合格 （合格証）	一般用電気工作物等の電気工事	A
	600V以下で使用する自家用電気工作物の電気工事	B
	契約電力500kw以上の自家用電気工作物の電気工事	C

■ **全パターンに共通する注意点**

- 実務経験証明書の事前確認を行っております。証明者欄は空欄で構いませんので、028-622-1934（栃木県電気工事業工業組合）までFAX送信してください。その後、折り返し担当者から御連絡いたしますので、実務経験証明書上部に連絡のつく電話番号を記入することを忘れないでください。
事前確認後に、次の点にご注意の上、実務経験証明書の作成を証明者に依頼してください。
- 実務経験証明書の下部の証明者欄の日付は証明者に忘れずに記入してもらってください。
- 実務経験証明書の下部の証明者欄に押印する印鑑は、法人の場合は代表者印、個人の場合は認印です。
- 実務経験証明書の下部の証明者は法人の場合、代表者となります。代表者以外の方が証明者となる場合は、委任状（写し可）を添付してください。

<パターンA> 一般用電気工事作物等の工事

所属部署及び役職名	期 間	職 務 の 内 容
工事課主任	平成 20 年 5 月 1 日 ～ 平成 25 年 4 月 31 日	平成 20 年 4 月 1 日第二種電気工事士免状取得。 左記の期間、一般用電気工作物等の新設及び改修工事 80 件に作業者として従事した。 工事内容は、照明器具、コンセントの増設、低圧屋内配線の移設、配線・接地線の取付工事等である。1 件あたりの工期はおおよそ〇ヶ月を要する工事である。 ※ 登録電気工事業者において主任電気工事士として業務に携わっていた場合は主任電気工事士として仕事をした旨を別途記載してください。

注意点

- 期間の開始日は、第二種電気工事士免状を取得したのち、電気工事業務に従事した日付となります。
- 工事件数は帳簿等で確認し、正確な件数を記載してください。
- 工事内容ならびに 1 件あたりの工期を記載してください。

<パターンB> 600V 以下で使用する自家用電気工作物の電気工事（簡易電気工事）

所属部署及び役職名	期 間	職 務 の 内 容
工事課係長	平成 20 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 15 年 4 月 1 日第二種電気工事士免状取得 平成 20 年 4 月 1 日認定電気工事従事者認定証取得 左記の期間、自社工場構内の低圧電気工事に従事した。工事内容は、低圧屋内配線の分岐回路の増設、照明器具、コンセントの増設、低圧屋内配線の移設、低圧電動機への配線・接地線の取付工事等の 60 件である。1 件あたりの工期はおおよそ〇ヶ月から〇ヶ月を要する工事である。 ※ 登録電気工事業者において主任電気工事士として業務に携わっていた場合は主任電気工事士として仕事をした旨を別途記載してください。

注意点

- 期間の開始日は、認定電気工事従事者認定証を取得したのち、電気工事業務に従事した日付となります。

- 工事件数は帳簿等で確認し、正確な件数を記載してください。
- 工事内容ならびに1件あたりの工期を記載してください。

<パターンC> 契約電力500kw以上の自家用電気工作物に関する工事

所属部署及び役職名	期 間	職 務 の 内 容
本社工事課	平成10年5月1日 ～ 平成15年5月1日	左記の期間、第三種電気主任技術者の指導・監督のもと、次の500kw以上の自家用電気工作物について10件の工事業務に従事した。
	平成10年5月～平成11年5月 平成11年8月～平成12年2月 平成12年3月～平成13年1月 平成13年9月～平成14年5月 平成14年9月～平成15年5月	真岡工場変電所改修工事(契約電力1200kw) 小山工場発電装置設置工事(契約電力900kw) 那須工場改修工事(契約電力900kw) 宇都宮工場建設工事(契約電力1500kw) 宇都宮第二工場建設工事(契約電力1500kw)

注意点

- 期間の開始日は、500kw以上の自家用電気工作物に関する工事に従事した日となります。
- 工事件数は帳簿等で確認し、正確な件数を記載してください。
- 上記記載例のように、工事の具体例を5件程度記載してください。

<パターンD> 電気主任技術者として保安(維持及び運用)業務

所属部署及び役職名	期 間	職 務 の 内 容
電気保安課	平成5年4月1日 ～ 平成12年3月31日	平成元年12月12日第三種電気主任技術者免状取得。 左記の期間、自社宇都宮工場(契約電力1800kw)の電気主任技術者として保安規定に基づき、当該電気工作物の保安業務に従事した。 【保安業務内容】 ・定期的な電気工作物の巡視・点検・検査及び記録書類の整備 ・電気工事に係る保安監督

注意点

- 期間の開始日は、電気主任技術者免状を取得したのち、維持又は運用業務に従事した日付となります。